

町民とともに自治を育み “きらりと光る古座川町” をつくる総合戦略

第2期古座川町まち・ひと・しごと創生総合戦略



令和3年3月
和歌山県 古座川町

目 次

1 総合戦略策定の趣旨	5
1-1. 総合戦略策定の目的	5
1-2. 総合戦略の位置付け	5
1-3. 計画期間	5
2. 総合戦略の効果的推進に向けて	6
2-1. まち・ひと・しごと創生政策5原則による施策の展開.....	6
2-2. 推進体制	6
3. 基本方針	7
3-1. 課題としての人口の現状と将来.....	7
3-2. 人口対策における基本方針	8
4. 基本目標	9
基本目標1 何かができる何かが変わる町へ	
1. 観光の振興	11
(1) 基本的方向	11
(2) 現状と課題.....	11
(3) 主要施策.....	12
(4) 具体的な施策	13
(5) 数値目標（重要業績指標：KPI）	14
2. 農林水産業の振興	14
(1) 基本的方向	14
(2) 現状と課題	14
(3) 主要施策.....	15
(4) 具体的な施策	15
(5) 数値目標（重要業績指標：KPI）	16
3. 商工業の振興	17
(1) 基本的方向	17
(2) 現状と課題.....	17
(3) 主要施策.....	17
(4) 具体的な施策	18
(5) 数値目標（重要業績指標：KPI）	19

基本目標 2 来て、見て、感じてあなたのふるさとに

1. 移住・定住の支援.....	20
(1) 基本的方向.....	20
(2) 現状と課題.....	20
(3) 主要施策.....	20
(4) 具体的な施策.....	21
(5) 数値目標（重要業績指標：KPI）.....	22
2. 交流の支援.....	22
(1) 基本的方向.....	22
(2) 現状と課題.....	22
(3) 主要施策.....	23
(4) 具体的な施策.....	23
(5) 数値目標（重要業績指標：KPI）.....	23

基本目標 3 ええ子に育つで古座川やったら

1. 子育て支援の充実.....	24
(1) 基本的方向.....	24
(2) 現状と課題.....	24
(3) 主要施策.....	25
(4) 具体的な施策.....	25
(5) 数値目標（重要業績指標：KPI）.....	27
2. 就学前・学校教育の充実.....	27
(1) 基本的方向.....	27
(2) 現状と課題.....	27
(3) 主要施策.....	28
(4) 具体的な施策.....	30
(5) 数値目標（重要業績指標：KPI）.....	31

基本目標 4 ゆったり、豊かに、安心の町へ

1. 保健・医療・福祉・生活支援の充実.....	32
(1) 基本的方向.....	32
(2) 現状と課題.....	32
(3) 主要施策.....	33
(4) 具体的な施策.....	34

(5) 数値目標（重要業績指標：KPI）	35
2. 公共交通の維持・充実	35
(1) 基本的方向	35
(2) 現状と課題	35
(3) 主要施策	36
(4) 具体的な施策	36
(5) 数値目標（重要業績指標：KPI）	36
3. 防災体制の充実	37
(1) 基本的方向	37
(2) 現状と課題	37
(3) 主要施策	36
(4) 具体的な施策	36
(5) 数値目標（重要業績指標：KPI）	36
4. 文化・芸術の振興	38
(1) 基本的方向	38
(2) 現状と課題	38
(3) 主要施策	39
(4) 具体的な施策	39
(5) 数値目標（重要業績指標：KPI）	40
5. コミュニティ活動・ボランティア活動の充実	40
(1) 基本的方向	40
(2) 現状と課題	40
(3) 主要施策	41
(4) 具体的な施策	39
(5) 数値目標（重要業績指標：KPI）	40



1 総合戦略策定の趣旨

1-1. 総合戦略策定の目的

わが国の将来を左右する課題として人口減少問題が提起されています。

平成 26 年 5 月、民間有識者らで構成される日本創成会議が、2010 年からの 30 年間で人口の再生産力を左右する「20～39 歳女性人口」が半分以下になる市区町村が 896（全体の 49.8%）に上り、こうした市区町村では「消滅可能性が高い」と発表し、全国的に大きな衝撃をもって受け止められました。

本町においては、この人口減少問題へ対応していくため、平成 26 年に策定された「まち・ひと・しごと創生法」の趣旨を踏まえ、平成 27 年 10 月に「古座川町人口ビジョン」及び「古座川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、2060 年の目標人口を 1,400 人として、各施策に取り組んでいます。

国では、令和元年 12 月に第 2 期「まち・ひと・しごと総合戦略」を策定し、地方創生の動きを更に加速していくとしています。こうした動きのもと、本町においても、引き続き人口減少対策に町をあげて取り組むための方針として第 2 期「古座川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、その着実な実行を通じて、町民とともに自治を育み、“きらりと光る”まちづくりを実現します。

1-2. 総合戦略の位置付け

政府が平成 26 年 11 月に公布・施行した「まち・ひと・しごと創生法」では、全国の自治体に人口減少対策の方針をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するよう促しています（第 10 条）。

人口減少対策は、地域によって状況や原因が異なることから、全国一律的な手法ではなく、それぞれの地域で地域特性を活かした対応策を練り、地域が主体性をもって取り組む必要があるため、町の最上位計画である「第 5 次古座川町長期総合計画」をふまえつつ、国や県の策定した第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案しながら、あらためて町としての人口減少対策の方針を第 2 期「古座川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」として策定します。

1-3. 計画期間

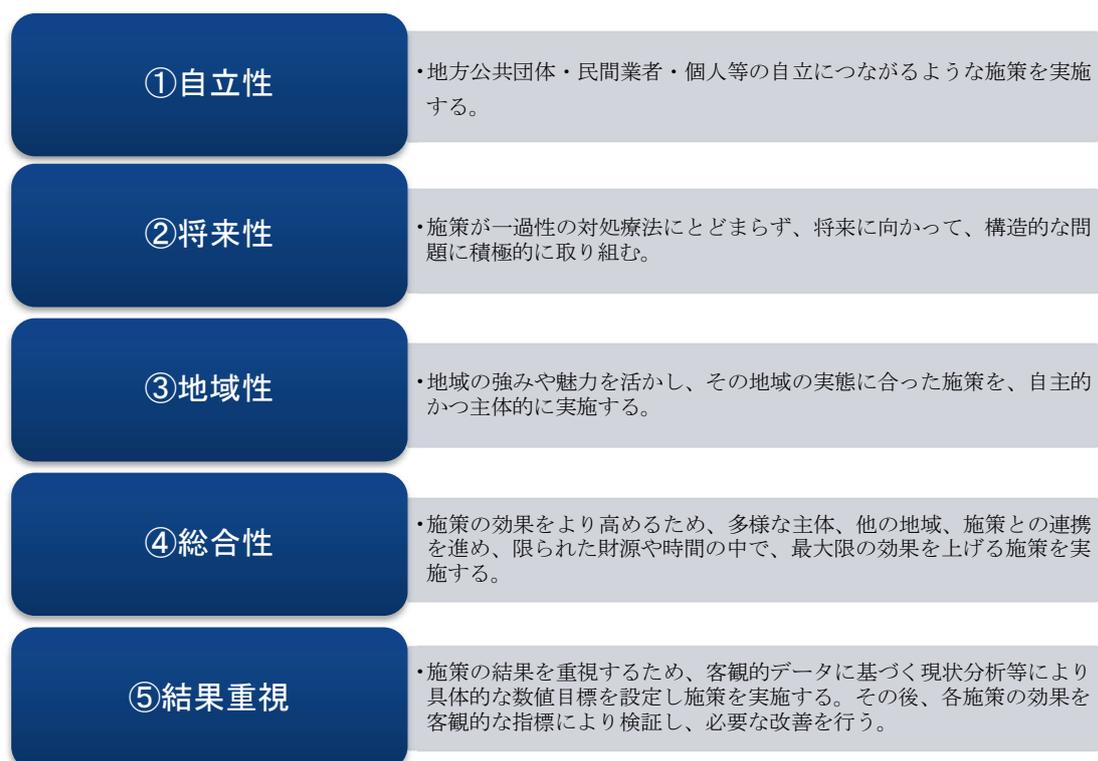
令和 3 年度から令和 7 年度の 5 年間とします。



2. 総合戦略の効果的推進に向けて

2-1. まち・ひと・しごと創生政策5原則による施策の展開

「古座川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、国の第2次総合戦略における視点を踏まえ、次の5つの政策原則に基づき施策を展開します。



2-2. 推進体制

「古座川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定にあたっては、住民の代表者や有識者からなる推進協議会を設置し、「産・官・学・金・言・労」の幅広い知見も取り入れながら検討を行いました。

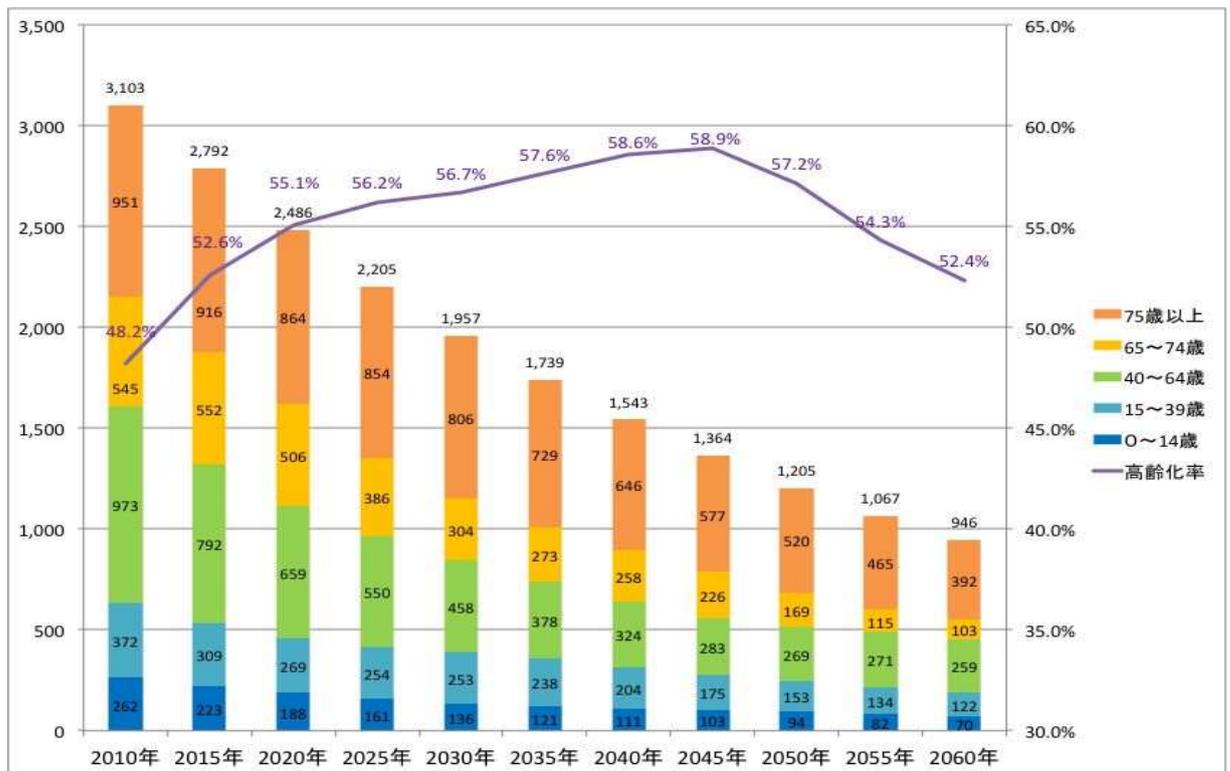
本戦略の策定後も、戦略の実効性を確保するために引き続き前述の推進協議会を中心に、適宜フォローアップ作業を行います。

具体的には、基本目標ごとに設定した数値目標や、各施策について設定した重要業績評価指標（KPI）にもとづいて、PDCAサイクルにより計画・実行・検証・改善を行います。

3. 基本方針

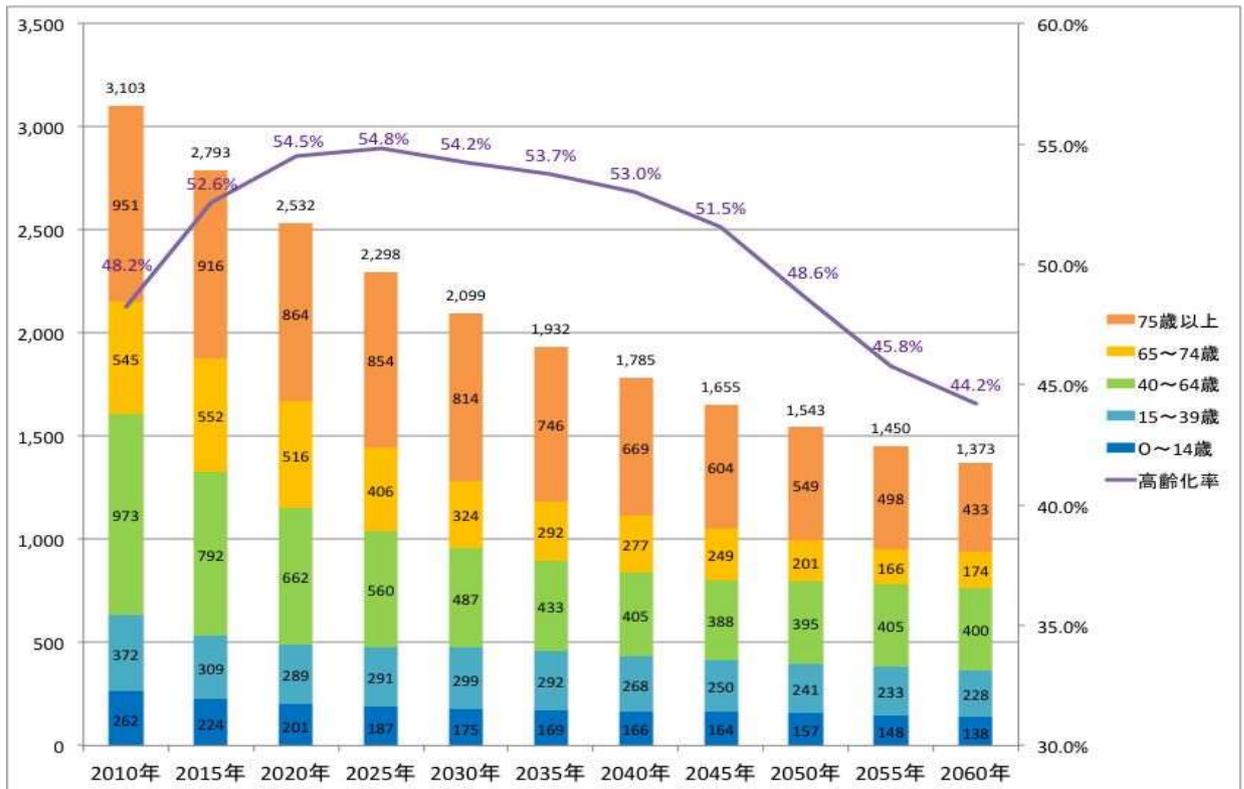
3-1. 課題としての人口の現状と将来

本町の人口は、出生数の減少や若年層を中心とした人口流出などにより大幅に減少することが予想されており、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の示した推計基準にもとづく、2060年には946人にまで減少すると推計されます。



国立社会保障・人口問題研究所の示した基準に準拠した人口推計の結果

今後、総合戦略にもとづいて移住定住ならびに出産・子育て支援・教育の推進を行うことにより、1年あたり新たなU・Iターン受け入れ数+流出防止数を7人確保し、合計特殊出生率の1.70への向上（現在は1.61）を目指しますが、それでも2060年時点の町人口は約1,400人と予想され、現在に比べて半減します。



移住定住対策等による効果を想定したシミュレーション

合計特殊出生率： 1.61（現在）→1.70（2020年以降）

1年あたり新たなU・Iターン受け入れ数+流出防止：7人（※）

（※）内訳

0~4歳：0.5人（2年に1人）／5~9歳：0.25人（4年に1人）／20~24歳：1人／25~29歳：2人／30~34歳：1人／35~39歳：0.5人（2年に1人）／60~64歳：2人

3-2. 人口対策における基本方針

①総合戦略に着実に取り組み、人口減少を最小限に抑えよう

人口の減少は避けられませんが、それを最小限にとどめる努力を行います。そのために、本総合戦略にもとづく移住定住ならびに出産・子育て支援・教育の推進を着実に実行します。

②町の将来を支える若者を大事にし、世代間の人口バランスを回復させよう

現在、人口が高齢層に偏っていますが、町の将来を支える若者を大事にして若年層の人口確保に努めることにより、世代間の人口バランスを回復させます。



③「人口」は減少しても、「人財」は確保しよう

地域の力は人口の数の大小で決まるものではありません。住民一人ひとりがどれだけ地域を愛し、支えようとしているかが、地域の力を左右します。本町では、「1人、2人…」と人口を追いかけることばかりを重視するのではなく、既存の住民や新しい仲間（移住者）のいかんを問わず、一人ひとりを地域の「人財」として大事にし、育てます。

④地域内外の「交流人口」・「関係人口」を増やそう

コミュニティ活動やボランティア活動を充実させ、人口密度は低くとも、人と人との「絆」が密で強い町を目指します。また、大学や他地域との連携をいっそう深め、さまざまな知恵と力を本町に集めます。さらに、観光を糸口に古座川への新しい人の流れをつくるとともに、観光と他産業との複合連携を図り、町内への経済波及効果を高めます。

4. 基本目標

「古座川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、次の4つの基本目標を掲げます。

基本目標1 何かができる何かが変わる町へ	①観光の振興 ②農林水産業の振興 ③商工業の振興
基本目標2 来て、見て、感じてあなたのふるさとに	①移住・定住の支援 ②交流の支援
基本目標3 ええ子に育つで古座川やったら	①子育て支援の充実 ②就学前・学校教育の充実
基本目標4 ゆったり、豊かに、安心の町へ	①保健・医療・福祉の充実 ②公共交通の維持・充実 ③防災体制の充実 ④文化・芸術の振興 ⑤コミュニティ活動・ボランティア活動の充実



基本目標1 何かができる何かが変わる町へ

基本目標2 来て、見て、感じてあなたのふるさとに

基本目標3 ええ子に育つで古座川やったら

基本目標4 ゆったり、豊かに、安心の町へ



2060年の目標人口 1,400人



基本目標 1 何かができる何かが変わる町へ

目標数値	単位	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	目標数値の測定 あるいは取得の方法
観光入込客数（年間）	人	129,305	179,000	観光動態調査
ジビエ加工食肉等 売上額	千円	7,540	12,000	ジビエ推進事業における加工食肉等の売上額

1. 観光の振興

(1) 基本的方向

多様化、高度化する観光・レクリエーションニーズに即した多面的な取り組みを一体的に推進することで観光の産業化に努め、地域外からの「外貨」獲得を図るとともに、既存の1・2・3次産業との複合連携により町内経済への波及効果を高め、安定的な雇用の創出を図ります。

(2) 現状と課題

近年、グリーンツーリズム・エコツーリズムなど自然環境に対する愛着や理解が進み、本町では各種ウォーキングイベントが開催され好評を得ています。また、平成26年8月に南紀熊野ジオパークが日本ジオパークに認定されました。主要ジオサイト（牡丹岩・一枚岩・虫喰岩・滝の拝）の周辺には観光施設、道の駅を整備しており、集客増が期待されます。さらに、カヌーやSUP（スタンドアップパドルボート）など清流古座川を活かした体験型観光も定着しつつあります。町内には、日本のさくら名所百選に選ばれている七川ダム湖畔の「ソメイヨシノ」をはじめ、平成30年には新種で早咲きの桜を町の花として指定した「クマノザクラ」など数種の桜が存在しています。今後、これらの桜を活かした地域振興や町づくりの方針についての検討が必要です。また、和歌山県ではサイクリングロードの整備を進めており、本町でも県内の



取り組みに協力していきます。

こうした環境の変化や本町の観光振興に向けた取り組みや、平成30年9月に古座川町観光協会が設立し情報発信の強化等により、観光客は増加しつつありますが、課題も山積しています。

第1に、町内への経済波及効果が十分ではないこと。1・2・3次産業との連携により、経済波及効果を高め、安定的な雇用の創出につなげる必要があります。

第2に、観光関係者による連携が不足していること。観光施設・観光事業者・物産販売事業者が連携した取り組みで誘客の増加を図る必要があります。

令和3年には、隣町の串本町にロケット発射場が完成予定で、ロケットの発射を見学される方などの観光客が増えることは予想され、その他、夏場に集中する観光客に対応するための宿泊施設の確保、多言語に対応した観光案内板や外国人観光客に対するサービスも検討していく必要があります。

(3) 主要施策

- 既存観光・交流資源の充実・活用

観光協会を中心とし、町民及び事業者との協働のもと、ぼたん荘をはじめとする温泉等の既存観光・交流拠点の充実をはじめ、ハイキングルートや古座街道、道の駅を活用した各種観光・交流イベントの内容充実を進めていくとともに、町内観光・交流資源のネットワークづくりを図ります。

- 地域特性を活かした観光・交流機能の拡充

関係機関・団体や町民との協働のもと、グリーンツーリズム（農作業を体験したり、その地域の歴史や自然に親しむ余暇活動）等、自然・歴史・文化・人々等とふれあう体験型観光の拡充に努めます。

近年、アウトドア市場では、キャンプ需要が広がりを見せ、若者層からシニア層に至るまで、幅広い層でキャンプの人气が続き、本町にも、多くのキャンプ客が訪れています。



現在、キャンプ客は河原にテントを張るような形態が多く、キャンピングカーで訪れている者も多数いるのが現状です。

キャンプ客のニーズに応え、地域の活性化に繋がるようなキャンプ施設を整備するための検討が必要です。

- 観光推進体制の整備

観光振興計画アクションプランの策定を進めるとともに、それを通じて観光振興の中核的役割を担う観光団体の育成・強化を図ります。また、多言語対応を含め、観光客への情報発信機能を充実させます。

(4) 具体的な施策

・ 佐田桜維持事業	
内容	担当
町民の誇りであり町の観光資源である佐田桜が老齢期を迎えている。順次植え替えを行うなど美しく維持し、次世代に受け継いでいけるよう検討のうえ実施	地域振興課
・ サクラを活かしたまちづくり事業	
内容	担当
町内にあるサクラを活かした地域振興や町づくり構想の策定	地域振興課
・ 観光施設運営委託事業	
内容	担当
ぼたん荘、道の駅（一枚岩・虫喰岩・瀧之拝太郎）の運営委託	地域振興課
・ 観光施設整備・維持管理事業	
内容	担当
ぼたん荘、公衆トイレ等観光施設整備、維持管理	地域振興課
・ 体験型アウトドアパーク整備事業	
内容	担当
ぼたん荘周辺において、新たな観光客受け入れや地域住民のための体験型アウトドアパークの整備を検討する	地域振興課
・ ハイキングルート・トレッキングルート整備・維持管理事業	
内容	担当
国王山、峯の山、嶽の森、奥番、大塔山、古座街道のルートの整備、定期的な維持管理	地域振興課
・ 地域情報システム事業	
内容	担当
観光に関する情報を、IT などを用いて一元的に発信	総務課

(5) 数値目標（重要業績指標：KPI）

重要業績評価指標 (KPI)	単位	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	目標指標の測定 あるいは取得の方法
観光宿泊者数（年間）	人	5,523	7,000	観光動態調査
観光イベント参加者数	人	10,020	12,000	観光動態調査

2. 農林水産業の振興

(1) 基本的方向

コストやリスクを低減することにより担い手が安心して生産に取り組める環境を整えるほか、地産地消、観光業との連携を通じた6次産業化に取り組むことにより、農林水産業の持続的な成長を図り、安定的な雇用の確保を目指します。

(2) 現状と課題

農業では若手農業者に集約された休耕田の活用が進んでいるほか、耕作放棄地対策として取り組んでいるニンニク栽培も、栽培面積、栽培農家ともに年々増加しています。また、「古座川ゆず平井の里」におけるゆず加工など、6次産業化による農産物の高付加価値化への取り組みも進みつつあります。林業では高性能林業機械の導入などにより低コストな作業システムの普及・定着に向けた新たな取り組みが始まっています。

一方、農業、林業とも、高齢化による生産の低下、後継者不足、休耕田、荒廃林の増加が進んでいます。こうした状況に追い打ちをかけるかのように、鳥獣害の発生が、農家の生産意欲を大きく減退させています。

今後に向けて、各種関係機関や他産業との連携のもと、時代の変化や消費者のニーズを捉えて、付加価値の高い6次産業をどう育成していくか、そこにどう雇用を生み出すかが課題となっています。



(3) 主要施策

- 安心して農業に取り組める環境の整備

関係機関との連携のもと、有害鳥獣による農作物への被害防止に努めるとともに、古座川町鳥獣食肉処理加工施設を中心とした有害鳥獣の活用に積極的に取り組みます。さらに農道においても、近年の農業用機械の大型化に対応した再整備を推進し、農業生産基盤の一層の充実に努めます。

- 推奨三品目・地域振興作物の取組

古座川町の地域特性に適した農作物である「柚子・しきみ・千両」を推奨三品目とし、生産者や生産組合へ栽培から出荷までを継続し支援していきます。また、獣害の影響を受けにくい「ニンニク」を地域振興作物とし、増加する休耕田からの転作に対して支援を行い、新たな特産品としての展開を推進します。

- 計画的な森林施業の促進と町産材の利活用の推進

森林施業の共同化や受委託、作業道の延伸によるコスト低減を図り、合理的な森林整備が行える体制の確立に努めます。また、地産地消の観点から町産材の利活用を推進します。

- 森林環境譲与税の活用

森林環境譲与税を活用して経営や管理が適切に行われていない森林の整備を推進し、間伐、里山林の整備、林業就業者の人材育成及び確保に向けた取り組みを進めます。

(4) 具体的な施策

・農道維持補修工事	
内容	担当
軽微な補修工事を実施	地域振興課
・鳥獣害対策支援事業（鳥獣追払隊支援等）	
内容	担当
有害駆除期間中に捕獲したサル、シカ、イノシシなどの報償金、狩猟登録等にかかる費用の助成	地域振興課



・農地流動化奨励金	
内容 農地を借り受け、耕作を行う者に奨励金を交付	担当 地域振興課
・水田活用の直接支払交付金	
内容 水田を活用して地域振興作物等を生産する農業者に助成	担当 地域振興課
・農業者育成支援事業	
内容 農業を営もうとする者に対して補助金を交付（新規就農者・認定農業者）	担当 地域振興課
・農業経営基盤強化資金利子補給事業	
内容 認定農家を対象とした利子補給事業	担当 地域振興課
・古座川町地域農業再生協議会助成事業	
内容 古座川町地域農業再生協議会への助成	担当 地域振興課
・山村振興対策事業（町単独）	
内容 共同利用施設や設備に対する助成	担当 地域振興課
・古座川木造住宅等推進事業	
内容 町内で製造加工された材を用いて木造建築を建設する場合、木材費に対して補助金を交付	担当 地域振興課
・森林機能等回復整備事業補助事業	
内容 林内の環境保全を目的として、間伐及び間伐の為の作業道の修復を実施する事業者に対して補助金を交付	担当 地域振興課
・淡水魚資源対策事業（放流助成）	
内容 アユ等の稚魚放流を支援	担当 地域振興課

（５）数値目標（重要業績指標：KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）	目標指標の測定あるいは取得の方法
有害鳥獣の捕獲・駆除の従事者数（延べ）	人数	100	90	有害鳥獣捕獲・駆除従事者数（鉄砲・ワナ）
有害鳥獣駆除頭数	頭数	シカ 1,160 イノシシ 78 サル 126	シカ 1,400 イノシシ 400 サル 200	有害鳥獣として駆除された頭数



3. 商工業の振興

(1) 基本的方向

商工会と連携し、魅力ある商業環境づくりを進め、商業の活性化を図ります。また、地域経済の活性化と雇用の場の確保に向けた取り組みと既存企業の体質強化を促進します。

(2) 現状と課題

本町では集落が散在しているため、まとまりある商業地域が形成されていません。町内の購買人口の減少により、商業は店舗の減少等、環境は非常に厳しい状況にあります。そうした中でも、「古座川ゆず平井の里」や「ぼたん荘」は、雇用確保の場となり地域経済を維持する核となっています。

特産品と観光を切り離さず、連携した取り組みで相乗効果を出し域内経済循環を作り出す必要があります。

観光資源や地域資源を活用した産業の創出、農林業の6次産業化への取り組みや若者や定住者をターゲットとした起業支援など既存事業と違った支援策が今後の課題です。

(3) 主要施策

- 農業や観光との連携の強化

各種物産展や商談会等への出展、PR活動により、町内の特産品の販売を推進するとともに、各種事業の強化・充実を図りながら、町内の商業振興に積極的に取り組みます。また、観光客を対象とした商業的サービス需要の掘り起こしや、商業への新規参入者を募るなどし、広域的対応も含めて農業と観光業の連携強化に努めます。

- 特産品開発、新産業創出等への支援

起業や新産業・新ビジネスの創出に向け、関係機関・団体との連携のもと、情報交換、技術交流の場や研修機会の提供、支援制度の整備など、産業支援・研究開発体制の整備を図り、農産物加工における技術の高度



化や新たな特産品の開発、起業や新産業の創出、コミュニティビジネス（地域資源を活かしながら地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むものであり、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するもの）などの育成を促進します。

- 「ジビエ」を通じた町内産業の活性化

平成 26 年度から取り組んでいるジビエ推進事業は、平成 27 年度には鳥獣食肉処理加工施設が稼働するなど軌道に乗りつつあり、本町の新たな産業として期待されています。引き続き「古座川ジビエ」ブランドの確立に取り組むとともに、猟友会等との連携やハンターの養成を通じて原材料の安定確保体制の整備に努めるなどして、町内雇用の創出につながる循環型ジビエ産業の構築に向けて積極的に取り組んでいきます。

（４）具体的な施策

・古座川物産マーケティング事業	
内容	担当
首都圏、大阪圏への物産販売と観光をPR	地域振興課
・鳥獣食肉加工施設管理業務委託事業	
内容	担当
施設の適正な運営管理とジビエ振興に向けての業務委託	地域振興課
・ジビエ推進事業	
内容	担当
プロモーション強化と「ジビエ活かし切り作戦」など新たな魅力づくりを行うなどして、「古座川ジビエ」ブランドを確立する	地域振興課
・小規模事業者経営改善資金利子補給事業	
内容	担当
小規模事業者を対象とした利子補給事業	地域振興課
・認定創業支援等事業	
内容	担当
東牟婁管内 5 町村と 4 商工会及び金融機関が連携を取り、創業者支援を実施	地域振興課

(5) 数値目標 (重要業績指標 : KPI)

重要業績評価指標 (KPI)	単位	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	目標指標の測定 あるいは取得の方法
ジビエ推進事業雇 用者数	人	3	4	ジビエ推進事業によ る雇用者数
新規創業者数	人	0	3	認定創業支援等事業 における創業者数

基本目標 2 来て、見て、感じてあなたのふるさとに

目標数値	単位	基準値	目標値	目標数値の測定 あるいは取得の方法
U・Iターン者数	人	26 (H27～R1計)	35 (R2～R7計)	地域振興課を通じて のU・Iターン者数

1. 移住・定住の支援

(1) 基本的方向

人口減少が進む中、本町の人口を維持することは、町の持続可能な運営と活性化に欠かせない重要事項です。町として、移住定住事業をこれまで以上に積極的に推進していきます。

(2) 現状と課題

本町では、少子高齢化により人口減少が続く中、平成 17 年度より定住促進事業に取り組んできました。

各種団体との連携もあり一定の効果は出てきていますが、定住者の受入体制が未整備で定住後のサポートも完全ではなく課題は少なくありません。

今後は、定住に対する全体的な「しくみ・制度」の再構築を進め、和歌山県ふるさと定住センターと連携しながら定住者を受け入れていく環境を整えていくと共に、地域おこし協力隊と連携した取り組みも進めていく必要があります。

(3) 主要施策

- 移住定住事業の推進

県の定住に関する政策・関係機関との連携を強化しながら、各種セミナーやフェアなどへの積極的な参加を行うほか、定住・移住に関わる情報発信力の強化を進めます。



また、空き家情報の充実を図るとともに、空き家を活用したモデル住宅の検討を実施し、定住希望者の住宅ニーズへ対応します。

さらに、移住者支援施策の充実を図るとともに、「地域おこし協力隊」を募集することで地域外の人材の町への移住を促進します。隊員には、町内で生活しながら地域の活性化に向けた活動に取り組んでもらい、活動期間終了後も町に定住・定着できるよう支援します。

(4) 具体的な施策

・ 定住支援事業	
内容	担当
定住希望者に対する総合案内体制の整備、特に住宅ニーズへの対応を図る	地域振興課
・ 定住促進助成事業	
内容	担当
空き家改修への補助制度、個人が定住を目的に住居を新築する際の宅地造成に対する補助制度、現在住者に対する住宅新築時・リフォーム時の補助金、及び金融機関等との住宅関連提携融資の策定と利子補給等の実施を検討	地域振興課
・ 古座川町移住定住者新築住宅等補助事業	
内容	担当
古座川町の移住・定住する目的で移住者が町内に住宅を建築、もしくは中古物件を購入する際の助成	地域振興課
・ 移住者起業補助金	
内容	担当
地域資源を活用して起業する場合、補助金を交付する（和歌山県の制度を活用）	地域振興課
・ 地域おこし協力隊事業	
内容	担当
地域おこし協力隊による地域力の維持・強化、地域間の交流	総務課
・ 町有財産等維持管理事業	
内容	担当
町営住宅等の維持管理、整備	総務課

(5) 数値目標（重要業績指標：KPI）

重要業績評価指標 (KPI)	単位	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	目標指標の測定 あるいは取得の方法
地域おこし協力隊 採用人数	人	8 (H27~R1計)	10 (R2~7計)	地域おこし協力隊採 用人数
住宅新築件数	件	5	7	住宅新築件数
空き家バンク登録 件数	件	14	25	空き家バンク登録件 数

2. 交流の支援

(1) 基本的方向

既存のさまざまなネットワークを活かしながら、交流人口の拡大によってより多くの人に古座川町を知ってもらおう事業を推進します。また、地域間・世代間の交流を通じて、住民が地域の資源や課題を見つめ直す取り組みを行います。さらに、ふるさと納税の推進や企業版ふるさと納税の導入について検討し、地域内外の連携の強化と交流人口・関係人口の拡大を図ります。

(2) 現状と課題

移住定住を推進していくためには、まずは交流活動を通じて町のことを少しでも多くの人びとに知ってもらうことが必要です。

また、都市住民や大学生、都会の子どもたち等との地域間・世代間の交流は、住民が地域の資源や課題を見つめ直し、地域の将来に向けて意識を新たにする契機ともなります。

和歌山大学や北海道大学等との連携による交流活動が根付きつつありますが、交流をさらに深めていくための取り組みを進めていきます。また、短期滞在住宅を整備することなどにより、大学関係者や学生以外にも交流の輪を広げていきます。

(3) 主要施策

- 多様な交流の推進

都市住民や大学生、都会の子どもたち等との地域間・世代間の交流事業を支援します。また、移住者間の交流を支援し、移住者の町内への定着を図ります。

(4) 具体的な施策

・ 大学等連携交流助成事業	
内容	担当
インターンシップ、大学等との地域交流の支援を実施し、関係人口の創出・拡大を図る。	地域振興課
・ 移住・交流推進助成事業（再掲）	
内容	担当
移住者間の交流等を支援	地域振興課
・ 地域おこし協力隊事業（再掲）	
内容	担当
地域おこし協力隊による地域力の維持・強化、地域間の交流	地域振興課
・ 児童交流事業	
内容	担当
夏季休業中に児童を受け入れ、都市間交流の実施。	教育委員会

(5) 数値目標（重要業績指標：KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和7年度）	目標指標の測定 あるいは取得の方法
インターンシップ の受入人数	人	0	10	大学からのインターン シップの受入人数
児童交流事業の参 加希望率	%	62.9 (H29～R1 の平均)	70.0	対象児童数÷参加希望 者数



基本目標 3 ええ子に育つで古座川やったら

目標数値	単位	基準値	目標値	目標数値の測定 あるいは取得の方法
出生数	人	48 (H27~R1計)	50 (R3~R7計)	出生数

1. 子育て支援の充実

(1) 基本的方向

子育て支援サービスの充実をはじめ、若い世代が安心して子どもを産み、育てられる環境づくりに取り組むことで、進む少子化に歯止めをかけていきます。

(2) 現状と課題

本町では少子化が進んでおり、出生数は平成7（1995）以降20人程度で推移していたところ、徐々に減少し、令和元年（2019）には7人となっています。さらなる少子化は町としての持続性に関わるため、安心して子どもを育て、支える取組や環境づくりが求められています。

国の「子ども・子育て支援新制度」に基づき、本町においても「子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～6年度）を策定しており、今後0歳から15歳までの子育て支援・一貫教育として、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援について総合的に取り組むことが重要となっています。

現在、保育所、子育て世代包括支援センター、地域子育て支援センター、学童保育所などを中心に、子育て支援の体制づくりに努めています。令和2年度には学童保育所の施設移転を行い、環境の改善と設備の充実を図りました。子どもの健やかな成長を支えるため母子保健や子ども医療費助成にも引き続き取り組んでいく必要があります。

(3) 主要施策

- 地域における子育て支援サービスの充実

保育所の充実、児童館内に併設する地域子育て支援センター事業の充実、子育て世代包括支援センターの充実、日中に保護者が家庭にいない小学校低学年・高学年児童の健全育成のための学童保育の充実、保育ニーズに対応した保育サービスの充実、子育て支援ネットワークの整備など、地域における多様な子育て支援サービスの充実を図ります。

さらにその延長線として、大学進学支援などを実施し、子育てから教育まで総合かつ一貫した支援体制を整えます。

- 母子健康の保持・増進

母子の健康の確保・増進に向け、各種の健康診査や訪問、相談、指導等を充実するとともに、食育の推進や保健対策、医療の充実に努めます。

また、18歳に達した日以後における最初の3月31日までの医療費助成を継続して実施します。

- 子どもの健やかな成長の支援

就学に向け関係機関等と連携しながら、疾病や発達面の遅れなどの早期発見に努め、早期に適切な支援につなげることのできる体制づくりを構築します。

- 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の親の育成に向けた施策の推進、生きる力を育てる学校教育環境等の整備、家庭や地域の教育力の向上に向けた学習機会の提供、有害環境対策の推進等、子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備を進めます。

(4) 具体的な施策

・子育て世帯総合支援事業	
内容	担当
大学進学支援（奨学金制度を見直し、将来古座川町に戻ってきた場合は奨学金返済額の減免等）等の実施を検討	教育委員会
・保育所運営事業	
内容	担当
高池保育所（定員60名）、三尾川へき地保育所（定員30名）の運営	教育委員会



・ 保育料の無料化	
内容	担当
子育てを支援するために保育料を無料化	教育委員会
・ 給食費無料化事業	
内容	担当
小中学生の給食費の無料化	教育委員会
・ 子育て支援出産祝金事業	
内容	担当
少子化対策と出産に対する経済的負担の軽減を図るため、出産祝い金を支給する。	教育委員会
・ 学童保育所運営委託事業	
内容	担当
学童保育所「きらり」の運営	教育委員会
・ 児童館運営事業	
内容	担当
中央公民館に併設して運営	教育委員会
・ 地域子育て支援拠点事業	
内容	担当
子育て支援センターの運営	教育委員会
・ 子育て世代包括支援センター事業	
内容	担当
妊娠期から子育て期（18歳まで）を対象とした総合相談窓口の運営	健康福祉課
・ 新生児訪問、乳幼児健診事業	
内容	担当
新生児乳児訪問乳幼児健診・歯科検診	健康福祉課
・ 妊娠期の母子保健事業	
内容	担当
妊婦健診助成・マタニティ教室	健康福祉課
・ 母子医療助成事業	
内容	担当
一般不妊治療・特定不妊治療・養育医療助成	健康福祉課
・ 子育て相談、発達支援事業	
内容	担当
養育相談・養育支援訪問事業・児童虐待防止	健康福祉課
・ 母子保健推進員活動事業	
内容	担当
母子保健推進員の設置	健康福祉課
・ 子ども医療費助成事業	
内容	担当
18歳に達した日以後における最初の3月31日までの医療費	住民生活課



及び入院時食事療養費の助成	
・ひとり親家庭医療費助成事業	
内容	担当
18歳になった最初の3月末までの児童を扶養しているひとり親家庭の医療費と入院時食事療養費	住民生活課
・公園等管理事業（公園、公衆トイレ）	
内容	担当
緑地公園、公衆トイレ等の維持管理	地域振興課

（５）数値目標（重要業績指標：KPI）

重要業績評価指標 (KPI)	単位	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	目標指標の測定 あるいは取得の方法
子育て支援拠点施設利用者人数(延べ)	人	912	1,000	子育て支援拠点施設利用者延べ人数

2. 就学前・学校教育の充実

（１）基本的方向

古座川町の保育・学校教育においては、「ふるさと古座川をたくましく切り拓く能力を備え、心豊かで創造性に富んだ幼児・児童・生徒の育成」を目指します。

その実現に向けて、子ども達の「生きる力」を育成するために、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」という『知・徳・体』の調和のとれた保育・教育を推進していきます。発達や学びの連続性を踏まえた就学前教育の充実に努めます。

児童・生徒一人ひとりに「確かな学力」が身につくよう教職員研修の充実・推進に努めるとともに、学校での特色ある教育活動を支援します。

学校教育施設・設備の整備・充実に努めるとともに、学校での防災対策と犯罪防止体制を強化し、安全で安心な学校づくりを推進します。

（２）現状と課題

情報化、国際化等が進み、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化しています。これからの社会を生きる子供たちが、自ら考え自ら解決する



力、コミュニケーション能力、物事を多様な観点から考察する力、そして国際化に対応できる能力などを身につけ、たくましく成長していくために、就学前教育・学校教育の果たす役割はますます大きなものとなっています。

また、家庭での子育てが困難で支援を要する子どもや保護者、発達障害などにより特別な支援が必要な子どもたちに対して、適切な対応が必要であり、家庭、地域、学校、関係機関などが、それぞれの役割を理解し合い、ともに支え合うことが大事になってきています。

そのため、就学前教育と学校教育のなめらかな接続が必要であり、本町では中学校を卒業するまでの15年間を見通した、0歳から15歳までの一貫教育を進めていくために、平成28年度から令和2年度までの「古座川町子ども15年プラン」を策定しました。令和2年度に、令和3年度から令和7年度までの5年間に向けて計画を改定し、教育の方向性を示しております。

「ふるさと教育」を柱に据え、「町全体が教室であり、町民すべてが先生である」という認識の下、家庭・地域社会との連携を深める保育所・学校づくりを目指します。

さらに、登下校時に子どもが犯罪に巻き込まれる事件など、子どもの安全が侵されている現状で、地域や家庭、学校、行政が連携し、子どもが安心して学習できる環境を整備していく必要があります。

(3) 主要施策

- 保・小・中一貫教育の充実

平成27年度中に「古座川町子ども15年プラン」を策定し、当プランにもとづいて平成28年度以降、保育所、小・中学校等との一貫教育体制を導入。令和2年度にプラン改訂を行い、より行き届いた教育の充実を図ります。

基礎的・基本的な学力の向上と個性や創造性を伸ばすことを基本に、個に応じた指導方法の工夫改善に努めながら、国際化、ICTを活用した情報化や環境教育など時代変化に対応した教育内容の充実を図ります。



- 国際化教育の推進

「保・小・中一貫教育」の一環として、国際化に対応できる児童・生徒を育成するため、英語指導者の充実を図り、英語教育を推進します。学校教育だけでなく社会教育においても英語教育を取り入れ、国際化教育を推進していきます。

- 学校と家庭・地域社会との連携

児童・生徒の健康管理体制や相談体制の充実など、学校と家庭との相互理解を深めながら、心身ともに健全な児童・生徒の育成に努めます。

また、旧町村単位での運動会、地域の稲作農家と連携した米作り体験授業、老人福祉施設の訪問などを実施し地域と学校の連携を推進していきます。また、令和2年度から訪問型家庭教育支援事業を開始しています。

- 体験学習の推進

古座川町の豊かな自然を活かした体験学習を実施し、子どもの心身の健やかな成長を支援するために「ふるさと教育」を推進します。

- 特別支援教育の推進

各学校の施設整備や教員配置により、特別支援教育の充実を図るとともに、小・中学校等の関係機関と連携し、適切な就学相談・指導に努めます。

- 児童・生徒の安全の確保

児童・生徒の安全確保のため、啓発活動の推進とともに、保護者や学校、地域の連携による見守り活動の推進を図ります。

- 学校教育施設及び設備の整備・充実

学校教育施設・設備の整備・維持を図るほか、施設の改修などに合わせてバリアフリー化等を進めます。

- 学校給食の充実

地産地消や食育の視点に立ち、学校給食の充実に努めるとともに施設の整備を図ります。

- 幼児体幹運動・リズム運動指導事業の充実

幼児期において、遊びを中心とする身体活動を十分に行うことは多様



な動きを身につけるだけでなく、心肺機能や骨形成にも寄与します。生涯にわたって健康を維持し、何事にも積極的に取り組む意欲を育むなど、豊かな人生を送るための基盤づくりを図ります。

- ICT教育の推進

令和元年度より、きのくにICT教育に取り組んでおり、令和2年度からは、導入している1人1台端末を活用した多様な授業づくりの充実を図りながら、プログラミング教育の推進と将来の人材育成に努めます。

- 学校の統廃合・再編

児童生徒数の減少による学校の統廃合について検討します。

(4) 具体的な施策

・保・小・中一貫教育推進事業	
内容	担当
中学校を卒業するまでの15年間を見通した一貫教育の推進。10年先の古座川町の姿を見据えた教育計画を策定。H28年度以降計画に基づいて保育所、小・中学校の一貫教育を実施。令和2年度に今後5年間の改訂プランを作成。	教育委員会
・英語教育推進事業	
内容	担当
国際化の進展に伴い、世界でも通用する教育を推進するため、英語教育をはじめとした国際社会に貢献する人材育成を行う。保育所に英語指導員を配置、また小・中学生対象の英会話教室を実施。保・小・中一貫教育と連動して実施	教育委員会
・体験学習推進事業	
内容	担当
古座川町の豊かな自然を生かし、ふるさと教育充実のための体験学習プログラムを実施する。	教育委員会
・スクールバス運行事業	
内容	担当
子どもの通学のためのスクールバスを運行	教育委員会
・学校給食運営事業	
内容	担当
地産地消の活用と推進、食育教育の推進	教育委員会
・教育支援事業	
内容	担当
義務教育修了までを見通した特別支援教育の指導体制の充実	教育委員会
・学校施設維持管理事業	



内容	担当
校舎、体育館、運動場等の施設の維持管理、整備	教育委員会
・社会教育施設維持管理事業	
内容	担当
中央公民館、町民体育館、若者広場、テニスコート維持管理	教育委員会
・通学見守り活動等推進事業	
内容	担当
児童・生徒の安全確保のための見守り隊活動に対する助成、通学路の点検	教育委員会
・地域社会連携推進事業	
内容	担当
旧町村単位での運動会、地域の稲作農家と連携した米作り体験授業、老人福祉施設の訪問などを実施	教育委員会
・児童交流事業（再掲）	
内容	担当
夏季休業中に児童を受け入れ、都市間交流の実施。	教育委員会
・幼児体幹運動・リズム運動指導事業	
内容	担当
保育所において、健康運動指導士による運動教室を実施	健康福祉課

（５）数値目標（重要業績指標：KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	目標指標の測定 あるいは取得の方法
児童・生徒がアンケートで「学校が楽しい」と回答した%	%	84.9	85.0	学力・学習状況調査における「学校が楽しい」の割合

基本目標 4 ゆったり、豊かに、安心の町へ

目標数値	単位	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	目標数値の測定 あるいは取得の方法
「高齢者・障がい者にとって暮らしやすいまち」と感じる%	%	22.5	30.0	住民アンケートにおける「暮らしやすい」の割合
公共交通機関に対する便利度	%	28.5	50.0	住民アンケートにおける「便利である」の割合

1. 保健・医療・福祉・生活支援の充実

(1) 基本的方向

「自分の健康は自分で守る」ことを基本とし、すべての住民が健康で元気に暮らせるよう、関係機関が連携して健康に関する教育・指導・相談などの体制を整備します。また、医療ニーズの高度化、多様化に対応し、地域で安心な医療が受けられるよう、医療機関と連携した医療体制の充実を図り、安心して住み、安心して暮らせる古座川町を目指します。

(2) 現状と課題

高齢化が進み、医療・介護の社会保障への負担が増加しており、病気を未然に防ぐ、保健福祉対策や健康づくりへの取り組みが求められています。

平成 27 年 4 月に古座川町保健福祉センターが川口地区に開設され、明神診療所をはじめ、役場の健康福祉業務、地域包括支援センター、社会福祉協議会などを一体とする保健・医療・福祉等の複合施設となり、今後の古座川町の保健福祉活動はこの施設を拠点として進めることとなります。診療所はこのほか七川診療所と 3 つのへき地診療所があり、保健福祉センターと連携し地域医療環境の一層の充実に努めていく必要があります。



保健活動についても、母子保健活動、特定健診の実施、保健指導、予防接種事業、運動指導事業など、住民の健康増進のために、保健福祉センターが中心となり、活動内容の充実を図っていく必要があります。

また、高齢化社会に伴う医療と介護の連携や高度医療との連携など、関係機関とのネットワークづくり、地域包括ケアシステムの構築が進められているところです。

(3) 主要施策

- 母子保健の充実

妊婦健康診査、乳幼児健康診査をはじめ、母子健康手帳の交付、健康教育、相談・訪問指導体制等、各事業の一層の充実に努めるとともに、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに総合的に取り組みます。

- 感染症対策の推進

感染のおそれがある疾病の発生や蔓延を予防するため、結核や肝炎、新型インフルエンザ、新型コロナウイルス等の感染症に関する正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、予防接種を受ける体制を整備します。

また、既に策定済みの「古座川町新型インフルエンザ等対策行動計画」などにに基づき、食料や医薬品の備蓄、個人でできる感染防止対策の徹底を図ります。

- 地域福祉活動推進のための連携・協力体制の強化

地域の福祉ニーズを的確に把握・共有し、効果的な活動が行えるよう、関連部門、関係機関・団体相互の連携・協力体制の一層の強化に努めるほか、各種サービスや活動についての周知に努め、利用しやすい環境づくりを推進します。

- 福祉意識の高揚

広報・啓発活動や福祉教育の推進、福祉イベントの開催、地域住民との交流事業や世代間交流の実施など町民の福祉意識の高揚に努めます。

(4) 具体的な施策

・地域包括ケアシステム整備・運営事業	
内容	担当
保健福祉センターを核とした、医療・介護・保健活動・健康づくり・生活支援が一体的に提供できる「地域包括ケアシステム」の整備、運営	健康福祉課
・健康増進事業（特定健診・特定健診保健指導）	
内容	担当
特定健診・特定保健指導・健康相談	健康福祉課
・予防接種事業	
内容	担当
小児・成人予防接種の実施	健康福祉課
・脳ドック受診補助事業	
内容	担当
脳ドック受診の助成	健康福祉課
・健康増進事業（各種がん検診、歯周疾患等）	
内容	担当
各種がん検診・歯周病検診	健康福祉課
・介護予防事業	
内容	担当
いきいき百歳体操等を実施し、自主活動グループを養成することにより、高齢者の生きがい・役割を持って生活できる地域を構築し、要介護状態等となることのない予防など介護予防を推進する	健康福祉課
・要援護者見守り事業	
内容	担当
要援護者等の見守り体制（社会福祉協議会）	健康福祉課
・外出支援サービス事業	
内容	担当
一人暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯に対し、通院などの支援サービスを行う	健康福祉課
・配食サービス事業	
内容	担当
概ね 65 歳以上の一人暮らし高齢者世帯や高齢者のみの世帯に対し、栄養バランスのとれた食事を提供し、栄養管理や健康維持を図るとともに、安否確認を行い、生活の安全を確保する	健康福祉課
・生活支援事業	
内容	担当
過疎化が進む集落の中で、交通や買い物に不便を感じている高齢者等に対する支援を検討する。	総務課 その他関係課



・社会福祉協議会運営助成事業	
内容	担当
社会福祉協議会運営助成	健康福祉課
・患者送迎事業	
内容	担当
診療所患者送迎運行補助	健康福祉課
・家族介護用品給付事業	
内容	担当
在宅の要介護高齢者を介護する家族に、紙おむつ等の介護用品の給付	健康福祉課
・入院時室料市町村間差額補助事業	
内容	担当
医療機関所在市町村の住民と古座川町民の入院時に負担する室料の差額を助成	住民生活課
・介護予防・生活支援体制づくり支援事業	
内容	担当
介護予防や自立支援を推進する活動を行うため組織した団体に対し、補助金等を交付し支援する	健康福祉課

(5) 数値目標（重要業績指標：KPI）

重要業績評価指標 (KPI)	単位	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	目標指標の測定 あるいは取得の方法
特定健診受診率	%	35.8	37.0	「健康づくり協議会」で算出した受診率
老人クラブ加入率	%	25.6	28.0	老人クラブ加入率
いきいき百歳体操	箇所	2 (R2)	10	いきいき百歳体操実施地区

2. 公共交通の維持・充実

(1) 基本的方向

利便性の高い公共交通を維持・充実するため、ニーズを把握し、特性に合った公共交通体系の構築に努めます。

(2) 現状と課題

本町では平成14年2月に民間の路線バスの廃線に伴い、町民の日常



生活の交通手段の確保のため、「ふるさとバス」を運行しており、主な公共交通機関となっています。町内では、自家用車が重要な交通手段となっていますが、高齢化により自動車の利用が難しい方が多くおられます。

ふるさとバスは、令和元年10月1日に、増便、路線の拡大等、運行内容の見直しを行いました。今後は、利用者から寄せられたご意見等を参考に運行内容、公共交通体系を整備していく必要があります。

(3) 主要施策

- 地域公共交通網の維持

バス等の公共交通について、特に上流域等アクセス条件の良くない地域への交通の確保を図るとともに、集落間の移動、買い物支援、他町村へのアクセス性の向上など、下流域への移動の利便性の向上を図ります。

- 地域公共交通機関の充実促進

高齢者や子ども等の交通弱者の日常生活に不可欠な交通手段として、本町の状況に応じた新たな交通体系の再構築について検討します。

(4) 具体的な施策

・ふるさとバス運行事業	
内容	担当
ふるさとバスの運営	総務課
・公共交通体制整備事業（ふるさとバス見直し、新たな移動手段の検討）	
内容	担当
ふるさとバスの運行がない時間帯・地域での交通手段の確立、運営を行う。また、買い物支援等、交通弱者の日常生活の移動の利便性を向上させるため、関係機関と連携し新たな移動手段の導入を図る。	総務課

(5) 数値目標（重要業績指標：KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）	目標指標の測定あるいは取得の方法
公共交通機関の利用人数（延べ）	人	14,536	15,000	公共交通機関の利用延べ人数



3. 防災体制の充実

(1) 基本的方向

自然災害からの安全確保に向け、地域防災力の向上に努め、豊かな自然を大切な財産とし、安心して暮らせる総合的な防災対策を推進します。

(2) 現状と課題

本町は台風や近年多発する集中豪雨による古座川の氾濫や土砂災害の恐れ、南海トラフ地震による河口地域の津波など、災害の発生する可能性が非常に高い地形条件にあります。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超えた災害をもたらしたことから、国や県の動向を踏まえ、防災体制の整備に努めながら、本町の有する地域特性や、過疎高齢化といった社会特性、高齢者・障害者などの「災害時の避難行動要支援者対策」を踏まえた施策を進めていく必要があります。

また、津波・洪水等による浸水被害が及ばない場所への宅地の確保や防災対策における高台の整備などに取組むとともに、日頃から地域の中でお互い協力しあえる体制を整え、自主防災組織の支援と設立に向けての必要性の啓発を行っていく必要があります。

(3) 主要施策

- 防火・防災意識の高揚と自主防災組織の育成

風水害・地震・土砂災害等の災害に備えて、各種の必要な情報を広く把握した上で、関係機関との連携のもと、広報・啓発活動の推進やハザードマップの適宜見直し・活用、防火・防災訓練の実施を図り、災害の未然防止に努めるとともに、地域防災の要となる自主防災組織の育成及び活動支援に努め、町民の防火・防災意識の高揚と地域ぐるみの防火・防災体制の確立に努めます。

- 津波避難施設、避難路等の整備

津波避難路や避難路までの経路を示した標識の整備を引き続き整備していきます。また、令和2年5月29日に完成した古座川町津波避難



総合センターにより、古座川町内の津波避難困難地域は解消されています。今後、避難施設、避難路等の詳細な調査を行い整備していきます。

- 防災・減災のための宅地整備

地震・津波災害に備えるため、古座川インターチェンジ整備に併せ、高台に適した候補地を選定し、津波や洪水に対応した新たな宅地を確保することにより、宅地需要や浸水被害を回避する高台への移転需要に対応するとともに、防災対策としてより強固に、かつ町が長期的に維持できるよう取組みます。

(4) 具体的な施策

・ 自主防災活動支援事業補助金	
内容	担当
各地区での自主防災組織の立ち上げ及び活動に対する費用を支援	総務課
・ その他防災事業	
内容	担当
災害に備えて、広報・啓発活動の推進やハザードマップの適宜見直し・活用、防火・防災訓練の実施、施設整備	総務課

(5) 数値目標（重要業績指標：KPI）

重要業績評価指標 (KPI)	単位	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	目標指標の測定 あるいは取得の方法
自主防災組織数	団体	12	15	自主防災組織数

4. 文化・芸術の振興

(1) 基本的方向

中央公民館を中心とした町民主体の芸術・文化活動を支援するとともに、文化財の保存・整備と無形民俗文化財や地域特有の食文化・生活文化の伝承に努め、これらの総合的な活用を推進します。

(2) 現状と課題

心の豊かさをもたらす文化芸術の振興は活気あるまちづくりにとっ



て重要な要素です。

現在、町民の要望が多様化しており、これに対応するため関係機関、団体との連携を図り「学習・鑑賞・創造」活動を計画的、効果的に推進するよう努めるとともに、暮らしに根差した文化と古来から伝わる文化の継承に努める必要があります。

中央公民館の民俗資料展示コーナーにおいて、実物の資料に基づき古座川町の歴史に触れることで、郷土を身近に感じ、愛着と誇りを持つ機会を提供します。また同施設のリノベーション事業を機に、子どもから高齢者までの幅広い世代の文化学習活動をより一層推進するとともに、歴史と伝統、豊かな自然に恵まれた古座川町をより楽しく学ぶために、地域で語り継がれている民話を子ども達に伝え、情操教育とふるさと学習に役立て、郷土愛を育てていきます。

(3) 主要施策

- 芸術・文化活動の支援

町民の文化芸術活動が行える場の提供により、町民の自主的な芸術・文化活動の一層の活発化を促します。

- 公民館活動の充実を通じた地域社会の活性化

町民ニーズを反映したより質の高い音楽・演劇等の文化事業など公民館活動の充実を通じて町民どうしのつながりを育み、地域社会を活性化します。

- 文化財保護の推進

指定文化財の適正な保護に努めるとともに、その他の文化財や埋蔵文化財についても保護を基本に、地域文化の理解を深めるため、啓発活動や講座、展示等、文化財に対する町民への意識の向上を図るとともに、生涯学習の場や地域づくりに活用できるよう努めます。

(4) 具体的な施策

・読書活動推進事業

内容	担当
「保・小・中一貫教育」の柱の一つである「読書活動の推進」	教育委員会

を進めるため、司書教諭を配置し中央公民館の図書館や町内各小中学校の図書室を有効に活用して、児童生徒のみならず町民の読書活動を推進する	
・公民館事業	
内容	担当
各種公民館教室の開講	教育委員会
・公民館報発刊事業	
内容	担当
公民館報発行	教育委員会
・古座川町展開催事業	
内容	担当
中央公民館において、古座川町展を2年に1度開催	教育委員会

(5) 数値目標 (重要業績指標 : KPI)

重要業績評価指標 (KPI)	単位	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	目標指標の測定あるいは取得の方法
公民館自主事業の参加人数 (延べ)	人	1,278	1,300	公民館自主事業の参加延べ人数
町展への参加人数	人	600 (H30)	550	町展への参加人数

5. コミュニティ活動・ボランティア活動の充実

(1) 基本的方向

地域の連携や郷土意識の継承による魅力ある地域社会の形成に向け、地域コミュニティ活動の拡充と活性化への取り組みを支援します。

(2) 現状と課題

本町では、区ごとに自治会が組織されており、環境美化活動や文化活動をはじめ、様々な活動が展開されているほか、旧町村単位で運動会や演劇等の地域の祭りが開催されている地区もあります。

本町ではこれまで、活動拠点となる集会所、公民館等の施設の整備を進めるとともに、自治会への支援を行い、コミュニティ活動の活性化に努めてきました。



しかし、価値観の多様化や少子高齢化の進行等に伴い、住民の交流機会は減少、地域の連携は希薄化し、自治会活動への参加率の低下が見られ、全体的に活動が停滞傾向にあります。

今後は、将来にわたってコミュニティ活動が行われ、支え合い助け合う地域づくりが進めることができるよう、コミュニティ活動のあり方を検討しながら、ハード・ソフトの両面からの支援を進めていく必要があります。

(3) 主要施策

- コミュニティの活性化支援

共に助け合い安心して暮らせる地域づくりに向け、中央公民館・児童館を地域コミュニティ拠点施設として整備します。また公民館分館を中心に、地域コミュニティ推進事業や自主防災組織の育成や防犯活動、交通安全活動、高齢者の見守りや子育て支援活動等、様々なコミュニティ活動の支援を図ります。

- 広報・広聴活動の充実

町広報等の一層の充実を図り、広報機能の強化を図ります。

また、町民と行政が意見交換のできる場をつくとともに、各種アンケートの実施を図り、広聴機能の強化に努めます。

- 多様な分野における町民及び民間の参画・協働の促進

生涯学習など様々な場を通じ、学習機会の提供を図り、町民のまちづくり意識の高揚と知識の向上を促進します。文化行事やイベントの企画・開催への町民の参画・協働を促進します。

また、各種行政計画の策定・実施・点検・見直しへの町民参画・協働を促進します。

さらに、民間委託の推進等を通じ、公共施設の整備・管理や公共サービスの提供等への町民団体・民間企業等の参入を促進します。

(4) 具体的な施策

・クリーンキャンペーン	
内容	担当
町民、各種団体参加の町内美化活動（年1回）	総務課、住民生活課
・広報事業（広報こざがわ）	
内容	担当
広報「こざがわ」の発刊。町民と行政が直接意見を交換できる地区懇談会等の実施	総務課
・古座川秋まつり	
内容	担当
明神小・中学校で古座川秋まつりを開催。地域住民が育てた野菜の品評会や競り市、物産販売等	地域振興課
・区運営補助事業	
内容	担当
均等割、戸数割で各区に対する運営補助	総務課
・防犯灯設置及び電灯料助成事業	
内容	担当
各区の防犯灯の設置、電灯料の補助	総務課
・交通安全運動推進事業	
内容	担当
交通安全計画に基づいた交通安全の推進、通学路の安全確保等	総務課 教育委員会
・地域拠点施設整備事業	
内容	担当
生活改善センター、旧学校施設等の維持管理・改修、地区集会所の新築・改修等	総務課 地域振興課
・古座川町地域づくり支援事業	
内容	担当
住民が創意工夫と自主性によって実施する地域づくり活動に対する助成	地域振興課

(5) 数値目標（重要業績指標：KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	基準値 （令和元年度）	目標値 （令和7年度）	目標指標の測定 あるいは取得の方法
地域づくり活動実施団体数	団体	11 (H27~R1)	10 (R2~R7)	「地域づくり支援事業」を活用し地域づくりを実施している団体
地域コミュニティ活動の充実度	%	22.1	30.0	住民アンケートにおける「とても充実感がある」「少し充実感がある」の割合